

理由

教育基本法の改正を踏まえ、学校教育の充実を図るため、義務教育として行われる普通教育の目標を定めるとともに、学校の種類ごとの目的等に係る規定を整備するほか、学校の運営及び指導体制の充実を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を新たに置くことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。